


所管部課		総務部 職員課		部長	阿部 晴彦			
件名		東大和市職員の人事評価に関する要綱の一部を改正する訓令について						
		区分		1 審議事項	○	2 報告事項		
関係事項	条例規則							
	部課機関							
1. 要旨								
<p>地方公務員法の改正により、従来の臨時職員・嘱託員制度の考え方が見直され、新たに会計年度任用職員制度に移行することに伴い、東大和市職員の人事評価に関する要綱の一部改正を行う。</p> <p>(1) 主な内容 第21条の見出し中「臨時的任用の職員等」を「会計年度任用職員」に改め、同条中「臨時的に任用された職員及び嘱託員」を「会計年度任用職員」に改める。</p> <p>(2) 施行日 令和2年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 当該要綱について、地方公務員法の趣旨に沿った運用を図ることができる。</p>								
2. 経過 (現時点に至るまでの経過)								
文書課審査済								
3. 留意事項 (問題点等)								
4. 主管部処理案 (検討結果等)								
庁議終了後、速やかに改正の手続きを進めたい。								
5. 審議結果								

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。